

## はじめに

近年、気候変動による影響は頻発化・激甚化しており、国内外において記録的な猛暑、集中豪雨、大型台風等の自然災害が多発するなど、益々深刻さを増しております。本市においても、昨年の猛暑日の日数が過去最多を記録するなど、気候変動が私たちの暮らしや経済活動に深刻な影響を及ぼしていることを、改めて実感しております。



世界では、令和7年11月に開催されたCOP30におきまして、パリ協定の実施にとって重要な分野・事項を横断的に取り上げた「グローバル・ムチラオ決定」が採択されました。「グローバル・ムチラオ決定」では、パリ協定で掲げられた世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える目標の達成に向けた緩和の取組の加速と更なる野心の向上を呼びかける力強いメッセージが発信されました。各国がパリ協定の実行を加速し、国際協力の進展が求められています。

我が国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、令和3年には、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける。」ことを表明しました。

加えて、令和7年2月には新たな地球温暖化対策計画として、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」ことを目標として掲げています。

こうした状況を踏まえ、本市としても令和2年に表明したゼロカーボンシティの実現に向け、令和3年に2030年度の温室効果ガス削減目標を定めるとともに、令和6年には2030年度において温室効果ガスを2013年度から51%削減するよう目標を上方修正いたしました。

そしてこの度、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組を加速化すべく、改めて計画を見直し、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を改定することといたしました。改定後の計画では、地球温暖化対策を一層推進するため、脱炭素先行地域事業であるごみ焼却施設で発電した電力の地産地消の推進や、先進技術の導入・拡大に向けたペロブスカイト太陽電池の活用などを新たに取りまとめております。

2050年カーボンニュートラルの実現、次世代へ繋ぐ持続可能な都市の実現に向けては、行政が率先して地球温暖化対策に取り組むことは当然のことながら、市民一人ひとりが地球温暖化対策を実践していただくことが大変重要です。市民・事業者・行政が絆を結び、一丸となって本計画を推進することが不可欠でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

さいたま市長 清水 勇人

# 目次

<b>第1章</b> 計画改定の背景	1 改定の主旨…………… 1 2 計画の位置付け…………… 2
<b>第2章</b> 地球温暖化を取り巻く 動向	1 地球温暖化とは…………… 3 2 気候変動の現状…………… 4 3 地球温暖化に関する国際的な動向…………… 6 4 国内の動向…………… 9 5 さいたま市の主な取組…………… 15
<b>第3章</b> 気候変動の現状と 将来予測	1 日本の温室効果ガスの現状…………… 19 2 日本の気候変動の現状と将来予測…………… 20 3 さいたま市の温室効果ガス排出量の現況…………… 22 4 さいたま市の気候変動の現状及び将来予測…………… 25
<b>第4章</b> 計画の方向性	1 策定における課題…………… 27 2 計画の方針…………… 29 3 本計画とSDGsの関係…………… 31 4 第2次さいたま市環境基本計画の関係…………… 32
<b>第5章</b> 本計画の目標	1 さいたま市が目指す脱炭素分野の将来像…………… 33 2 温室効果ガス削減目標の考え方…………… 34 3 温室効果ガス排出量の将来推計…………… 36 4 削減量の推計…………… 37 5 温室効果ガスの削減目標…………… 39 6 温室効果ガス削減の将来目標…………… 41 7 再生可能エネルギー等の導入目標…………… 42
<b>第6章</b> 緩和策に係る施策・取組	1 各主体の役割 市民・事業者・行政…………… 43 2 施策の体系…………… 44 3 施策の展開…………… 46
<b>第7章</b> 重点施策	1 重点施策の位置付け…………… 73 2 重点施策…………… 74
<b>第8章</b> 促進区域	1 促進区域の設定における目的…………… 78 2 促進区域の設定に関する基準…………… 80 3 地域脱炭素化促進施設の種類と規模…………… 81 4 地域脱炭素化のための取組…………… 81 5 地域脱炭素化促進事業の目標…………… 81 6 さいたま市の促進区域…………… 81 7 さいたま市の促進区域の全体像…………… 82 8 地域の環境の保全のための取組…………… 83 9 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組…………… 84

## 第9章

### さいたま市地球温暖化 対策実行計画

#### 【事務事業編】

1 基本的事項	85
2 温室効果ガス総排出量の削減目標	88
3 目標達成に向けた取組及びその目標	90
4 さいたま市環境配慮型公共施設整備方針	96
5 公用車への電動車の導入及び公共施設における 充電設備整備方針	100

## 第10章

### 計画の推進・進行管理

#### 資料編

1 推進体制	103
2 進行管理	105
1 温室効果ガス排出量の推計方法及びその見直し	107
2 さいたま市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)における取組	109
3 公共施設整備方針の具体的な対策例	112
4 策定の経緯	115
5 さいたま市環境審議会 委員名簿	116
6 さいたま市環境審議会 答申	119
7 庁内委員会	121
8 市民参加の取組	124
9 アンケート	127
10 用語解説	152



## 第1章 計画改定の背景

### 1 改定の主旨

気候変動問題は、私たち一人ひとりにとって避けることができない、喫緊の課題であり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されているとともに、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。

国際的には、平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(以下、締約国会議(Conference of the Parties)は「COP」、第21回締約国会議は「COP21」という。)がパリで開催され、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、パリ協定が採択され、気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をすることが目標として掲げられました。

平成30(2018)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change、以下「IPCC」という。)の「1.5°C特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前の気温から1.5°Cの水準に抑えるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要であると示され、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標とする動きが広まりました。

このような国際的な動向を受けるとともに、パリ協定の目標等を踏まえ、日本では令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

それ以降、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)は、数回の法改正が行われ、2050年カーボンニュートラルが基本理念に位置付けられるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項を定めることが示されています。これに加えて、施策の実施に関する目標を定めることやこれらの目標の達成に向けて、「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みを創設し、地域の脱炭素化の促進が明記されるなど、地域の役割はこれまで以上に大きくなっています。また、令和7(2025)年2月には国の「第7次エネルギー基本計画」・「地球温暖化対策計画」「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(以下「政府実行計画」という。)が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルに向けた令和12(2030)年以降の方向性が示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

本市は、国に先駆けて令和2(2020)年7月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆる「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを表明しました。また、令和3(2021)年5月には、「さいたま市気候非常事態宣言」を発出しました。この宣言に基づき、気候が非常事態にあるという危機感を市民・事業者等のあらゆる主体と共有し、一丸となって、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現に取り組んでいます。

さらに、令和4(2022)年4月に「脱炭素先行地域」、令和5(2023)年4月に「重点対策加速化事業」に国から選定されました。また、本市は令和5(2023)年9月に「デコ活」を宣言し、令和6(2024)年8月には「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム」を設立するなど、脱炭素社会に向けた取組を加速度的に進めているところです。

「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」(以下「本計画」という。)は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況と課題等を踏まえた新たな温室効果ガス排出量削減目標と、目標達成のための施策を定めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法の第21条第3項に基づく計画です。この計画は、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるものです。

本市の最上位計画である「さいたま市総合振興計画」(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)(以下「総合振興計画」という。)は、中長期的な視点から目指すべき将来都市像とその実現に向けた基本的な政策及び施策を総合的・体系的に定める計画で、本市の都市づくりを計画的に進めていくための指針となるものです。総合振興計画は、環境分野に4つの項目を設けており、そのうち1つを「地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現」とし、脱炭素社会や持続可能な都市の実現を、市の方針として定めています。

また、「各分野の政策と施策」から将来都市像の実現に効率的かつ大きく貢献していく事業を重点化し、「重点戦略」として位置付け、2つの重点戦略と、それぞれ5つの「戦術」を設けています。このうち、「重点戦略1：さいたまの5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略」の「戦術1：ゼロカーボンシティの実現と豊かで多様な自然環境の未来への継承」では、脱炭素社会に向けた先駆的な技術やサービスの展開として、電動車等の普及、再生可能エネルギーの積極的導入、電力の地産地消について記載しています。

これらを踏まえ、本市を取り巻く社会経済状況の変化や気候変動を始めとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応するため、「さいたま市環境基本計画」(以下「環境基本計画」という。)と一体となり、関連する様々な環境分野における施策の方向性を与えるものとして改定を行うことで、これまでの取組の継続と発展を踏まえ、今後の更なる取組の強化を図ります。

計画の改定に当たっては、本計画を「環境基本計画」における地球温暖化対策分野の個別計画として位置付けるとともに、引き続き「さいたま市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を内包することで、地球温暖化対策を包括的かつ計画的・効率的に推進します。

図 1 計画の位置付け

